

第36回南島原市農業委員会総会会議録

1 開催日時 令和3年6月25日(金)午後2時02分～午後2時58分

2 開催場所 布津多目的集会施設(世紀の泉)大研修室

(農業委員)

1番	水田 勇	3番	林田康徳	4番	山下勝也	5番	松川 正
6番	寺田健蔵	7番	植木健太郎	8番	永池弘美	9番	岡本敬一
10番	平 光正	11番	小川一英	12番	岩永豊一	13番	山口繁富
14番	長橋世紀	15番	太田香代子	16番	多比良豊徳	会長	中川繁憲

(農地利用最適化推進委員)

21番	内田一郎	22番	本多利任	26番	太田義基	27番	本村龍次
28番	寺田秀則	31番	伊藤忠雄	32番	田中八郎	33番	相川 徳
35番	松尾和昭	41番	野原重光	42番	楠田耕三	43番	寺田俊秀
44番	末續公德	45番	宮崎 努	46番	木下勝徳	47番	宮崎陽一
48番	相良栄一郎						

4 欠席委員

(農業委員)

17番	山本幸彦	18番	中野裕二
-----	------	-----	------

(農地利用最適化推進委員)

19番	大平幸博	20番	北岡新市	23番	中村修治	24番	井村正則
25番	井村秀裕	29番	田浦康智	30番	末吉秀明	34番	山口俊一
36番	荒木登司郎	37番	岡田裕弥	38番	神崎好史	39番	中村康弘
40番	原田久也						

5 議事録署名委員 1番 水田 勇 3番 林田康徳

6 事務局出席者 松尾 強 山本忠介 本多 守 円口智仁 塩田一幸
佐藤佳奈

[日 程]

議案第205号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第206号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第207号 農用地利用集積計画の決定について

議案第208号 布津北部土地改良区土地改良事業計画書(維持管理計画書)変更に伴う土地改良法第3条資格者の証明について

そ の 他 ・専決処分 の 報告について(農地法第5条の規定による許可申請)

- ・農地法第18条第6項の規定による通知について
- ・使用貸借を解約した旨の通知について

事務局（〇〇） 総会を始める前に、携帯電話、スマートフォンはマナーモードへの設定をお願いいたします。

それでは、定刻を少し過ぎておりますが、ただいまから第36回南島原市農業委員会総会を開催いたします。

本日は、17番山本委員、18番中野委員、19番大平委員、20番北岡委員、23番中村委員、25番井村委員、29番田浦委員、30番末吉委員、34番山口委員、37番岡田委員、38番神崎委員、39番中村委員、40番原田推進委員から欠席の届けがっております。また、少し遅れると6番寺田委員から連絡がっております。まだ出席されていない委員もおられるようですが、出席農業委員数は14名で過半数には達しておりますので、総会は成立しております。会議規則第5条の規定によりまして、会長が議長となり議事を進行いたしますので、よろしくお願いいたします。

議長 皆さん、改めまして、こんにちは。

本日は、第36回南島原市農業委員会総会ということでご案内申し上げましたところ、皆様には大変お忙しい中ご出席いただき、誠にありがとうございます。

今回は、コレジオホールは新型コロナウイルスワクチンの接種会場となり、会場をここ布津、世紀の泉で開催することといたしました。口之津・加津佐方面の委員の方々には、会場が遠くなり大変ご足労をおかけしたと思っております。

さて、今年の梅雨入りは5月15日と統計上2番目に早い梅雨入りでありましたが、雨による災害も今のところ発生しておらず、農作業も順調に運んでいると思っておりますが、雨が少なく農作業の段取りに大変苦勞されておられると思っております。例年7月に長雨による災害が発生しておりますが、今後も雨による災害がないことを祈っております。

総会終了後、島原振興局農業企画課の前田専門官をお願いしておりますので、農作業安全対策と第3期ながさき農林業・農山村活性化計画のご講演をお願いしておりますので、最後までひとつよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、事務局長から、18名中、出席委員、現在14名との報告があり、総会開催に必要な過半数に達しておりますので、総会は成立することを宣言いたします。

それでは、議事録署名人に1番水田委員、3番林田委員を指名します。

ただいまから議案審議に入らせていただきます。

議案第205号 農地法第3条の規定による許可申請について 事務局より説明お願いいたします。

事務局（〇〇） こんにちは。ただいまから議案第205号につきまして説明いたします。

2ページをお願いいたします。

（議案第205号 番号1～2を朗読）

なお、番号1番につきましては、次の3ページをご覧ください、営農計画書が提出されております。今回、こちらの譲受人の方は、ご主人が亡くなられて、今まで借りていたところを、また再度本人さんの名前で借りるということです。

以上、農地法第3条の許可基準の農地法第3条第2項第1号の農地取得後全ての農地等の耕作

を効率的に行うと認められない者、第4号の農作業に常時従事すると認められない者、第5号の下限面積を下回る場合及び第7号の周辺の地域における効率的かつ総合的な利用に支障を生ずるおそれがあると認められる場合ですが、全ての許可基準を満たしているものと思われま。以上でございます。

議 長 説明が終わりましたが、農地法第3条の許可申請についても現地調査を踏まえて審議しなさいということになっております。まず、1番の案件ですけども、西有家の案件ですがいかがでしょうか。〇〇番〇〇委員さん、いかがでしょうか。西有家〇〇の案件ですけど。

(「ご主人が亡くなって、そのまま受け継ぐということで、問題ないと思います」との声)

議 長 農業委員の皆さん、いかがでしょうか。今、〇〇番から説明があったように、旦那さんが亡くなられて、奥さんが後をされるということですね。

(「はい、そうです」との声)

議 長 よろしいでしょうか。

(「はい」との声)

議 長 次に、2番、南有馬の案件ですけども、南有馬の委員さん、いかがでしょうか。

(「特にありません」との声)

議 長 よろしいでしょうか。

全体として、皆さん、何かご意見等ありませんか。

(「ありません」との声)

議 長 意見がないようですので、申請どおり許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」との声)

議 長 異議なしと認め、よって申請どおり許可することに決定いたします。

次に、**議案第206号 農地法第5条の規定による許可申請について** 番号1より事務局より説明をお願いします。

事務局(〇〇) 議案第206号、農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。

4ページをお願いします。

番号1、布津町の〇〇から布津町の〇〇へ、布津町〇〇、地目、畑、地積189平米、転用目的、駐車場用地、隣接賃貸住宅の駐車場を整備したいということでございます。権利の内容につきましては売買、日付は令和3年8月20日から、期間は永年となっております。

本案件の農地区分は、市街化の傾向が著しい区域に近接する区域内にある農地の区域、その規模が10ha未満に該当しますので、第2種農地と思われま。

申請地に申請人が経営する賃貸住宅入居者用の駐車場を整備する計画で、碎石舗装の面積189平米です。

雨水は、U字溝を設置し、水路へ放流する計画となっております。汚水・雑排水については発生いたしません。資金につきましては自己資金により賄われます。以上でございます。

議 長 ただいまの説明に対して現地調査の結果をお願いするところでありますが、本委員会の申合せにより推進委員についても除斥することになっております。〇〇番〇〇委員の家族の関係でありますので、〇〇番〇〇委員の退場を求めま。

——— 〇〇番〇〇委員退席 ———

議 長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。6月22日午前9時半頃から〇〇委員と事務局3名で現地を見てま

いました。場所は、布津町の北のほう、国道251の〇〇バス停から約50m有家方面に行ったところにあります。申請人の〇〇は、その申請地に隣接したアパートの大家さんで、アパートの駐車スペースが狭く車を複数台とめることができないということで、今回、申請地を譲り受けて駐車場にしたいということでした。申請地の北側にビニールハウスが見えていますが、駐車場ということで日照、通風に関しては、悪影響はないと思われま。また、雨水に関しても、南側に木がありますけれども、そこに大きな排水溝がありますので雨水もそこに流すということで、問題ないと見てまいりました。皆様のご審議、よろしくお願ひします。

議長 ありがとうございます。現地調査委員からの報告ですが、同行されました〇〇番〇〇委員からのご意見はありませんか。

〇〇番〇〇委員 今、〇〇委員から言われたとおりでございます。問題ないと思ひます。

議長 ほかの委員さんから何かご意見、ご質問等ありませんか。

(「なし」との声)

議長 ご意見がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認め、よって許可相当として県に進達いたします。

〇〇番〇〇委員の入場を求めます。

——— 〇〇番〇〇委員入席 ———

議長 次に、番号2について事務局より説明お願ひします。

事務局(〇〇) それでは、5ページをお願ひいたします。

番号2、西有家町の〇〇から西有家町の〇〇へ、西有家町〇〇の一部、2筆ありますけれども、合計の351平米になります。転用目的、一般住宅用地、現在借り住まいのため持ち家を建築したいということでございます。権利の内容につきましては売買で、時期は許可日、期間は永久となっております。

こちらにつきましては、農地区分は市街化の傾向が著しい区域に近接する区域内にある農地の区域、その規模が10ha未満に該当しますので、第2種農地と思われま。

住宅は木造平屋建ての建築面積98.46平米です。雨水は、東側に道と水路がありますけれども、そちらの水路へ放流する計画となっております。汚水・雑排水につきましては、合併浄化槽で処理後に同じ水路へ放流する計画となっております。資金につきましては借入金により賄われます。以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願ひします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。23日9時頃、〇〇委員さん、〇〇委員さん、事務局3名で見てまいりました。場所は、西有家に県道西有家雲仙線がありますが、国道との交差点を約500m上って右に入ったところにあります。先ほども説明ありましたが、この上は住宅が建っております。東側は地主さんが同じということでありました。それで、雨水は道を挟んで反対側の水路に流す、また生活雑排水は浄化槽を通して流すということで、問題はないのではないかというふうに見てまいりました。ご審議のほう、よろしくお願ひします。

議長 現地調査委員からの報告ですが、同行されました〇〇番〇〇委員からのご意見等ありませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。先ほど〇〇委員がおっしゃられたとおり、私も何ら問題ないかと判断してまいりました。以上です。

議長 ほかの委員さんから何かご意見、ご質問等ありませんか。

(「なし」との声)

議長 意見がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認め、よって許可相当として県に進達いたします。

次に、番号3について事務局より説明をお願いします。

事務局(〇〇) それでは、6ページをお願いいたします。

番号3、福岡県大牟田市の〇〇から南有馬町の〇〇へ、南有馬町〇〇、地目、畑、地積23平米、転用目的、植樹用地、ツツジを植栽して利用したい。権利の内容につきましては贈与、時期は許可日から、期間は永久となっております。

本案件の農地区分は、市街化の傾向が著しい区域に近接する区域内にある農地の区域、その規模が10ha未満に該当いたしますので、第2種農地と思われます。

申請地にツツジを20本植栽する計画で、面積23平米です。雨水は自然浸透及び自然流下で、道路の側溝に流れる計画となっております。汚水・雑排水については発生いたしません。資金につきましては自己資金で賄われます。以上です。

議長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。先日、6月23日の午後2時10分頃より、〇〇委員、〇〇委員と事務局3名で見てまいりました。場所は、国道251号線の南有馬の〇〇の国道を挟んで反対側ですけど。この地図でいいますと、従来はもう少し広い畑だったんですけど、市道などに買収されて、残地として残り現在は小さな畑というか、ハーブとか花とか植えられていて、手入れしてあったんですけど、そこにツツジを植えられるということで、特に問題はないと思われます。以上です。皆さん、ご審議よろしくをお願いします。

議長 現地調査委員からの報告ですが、同行されました〇〇番〇〇委員からのご意見等ありませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。〇〇委員さんのおっしゃるとおり、何ら問題ないと思われます。

議長 ほかの委員さんから何かご意見、ご質問等ありませんか。〇〇番〇〇委員。

〇〇番〇〇委員 ちょっとお伺いですが、今、看板が立っていますけども……

議長 ちょっとお待ちください。マイク持っていきます。

〇〇番〇〇委員 看板が設置されていますが、その承諾というか、そこは取ってあるのですか。

議長 事務局、どうぞ。

事務局(〇〇) すみません。許可につきましては、この看板につきましては申請人の方が設置されている看板になります。この看板につきましては農地法第5条による転用申請が必要ではないかということで、県に問合せをしたところ、広告用看板に係る農地法上の取扱いについてという文書がありまして、その通知によると、看板の規模が小さい構造であって、看板を支持するものが農地の大部分を占めていなければ転用申請する必要がないということで、県に確認をさせていただいて、申請の受付をしているということです。

〇〇番〇〇委員 分かりました。

議長 よろしいですか。

規模が小さいという意味、どれぐらいが小さいという、そこは確認しておりますか。

事務局(〇〇) 規模が大きい、小さいというのが、まずは、看板が横長のときに支持物、要は柱ですね、柱を支えるものが、柱の部分の周りだけをコンクリートにしてある部分は小規模ですよという扱い、横に広くてもなるんですけど、そのときに、横が広いときに、柱から柱まで全部コンクリートを張ってしまう計画であれば、転用許可申請の手続きをしてくださいということです。今回の看板につきましては縦長になっていまして柱と柱の距離が短いものですから、そのあたりを

確認させてもらって、小規模ということで扱っていいというようなことで県から回答をいただいております。

議長 ありがとうございます。

〇〇委員、それでよろしいですか。

〇〇番〇〇委員 分かりました。ありがとうございました。

議長 なかなかそういうところが、気づかないところがありますので、よく気づいていただきましてありがとうございました。

ほかの委員さんから何かご意見、ご質問等ありませんか。

(「なし」との声)

議長 ご意見がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認め、よって許可相当として県へ進達いたします。

次に、**議案第207号 農用地利用集積計画の決定について** 事務局より説明をお願いします。

事務局(〇〇) 議案第207号、農用地利用集積計画の決定について説明いたします。

7ページをお願いいたします。

まず、今月の利用集積計画ですが、賃貸借権が新規で3件、1,251平米、再設定が45件の7万1,493.92平米の、合計48件の7万3,744.95平米です。

使用貸借権が新規で1件、3,354平米、再設定が2件の3,294平米の、合計3件の6,648平米です。

所有権移転につきましては6件の8,180平米です。

ここで訂正をお願いしたいと思います。

13ページになります。一括方式分になりますけども、番号58の〇〇さんのところになりますが、こちらの上から2番目と3番目について面積の修正があります。まず、2段目の599という面積は602平米になります。3段目が、267平米と書いてありますけども、こちらが290平米になります。以上、修正のほうをお願いいたします。

中間管理事業(一括方式分)につきましては、賃貸借が新規2件、5,249平米で、使用貸借権が新規3件、4,635平米です。

それでは、個別の案件について朗読いたします。なお、再設定につきましては朗読を割愛させていただきます。

(議案第207号 賃貸借権 番号1～3新規設定、使用貸借権 番号49新規設定、所有権移転 番号52～62を朗読)

以上の案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号、第2号、第3号及び第4号の各号の要件を満たしているものと思われまます。以上でございます。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問をうかがうところではありますが、8ページの番号16、9ページの番号34、37、38は出席委員が関係する案件でありますので、その分を除いてご意見、ご質問等はありませんか。〇〇番〇〇委員。

〇〇番〇〇委員 11ページですけども、西有家町〇〇ということで私の担当する地域なので、現場は知っていますけども、この〇〇さんという方が、26aの経営面積ということですけど、借りられる予定の農地の周りも結構荒れとってですものね。26aしか経営がない。この慈恩寺の方を私あんまり知らないものですから。35aの借地をして実際耕されるのかどうかです。水田に

するには現地の様子から見て無理なところがあるわけですね。それで、何のために借りられるのかなということちょっと疑問に思いましたので質問しました。

議長 事務局、よろしいですか。

事務局(〇〇) 借受人の〇〇ですが、今現在、施設園芸をされております。新規就農で3年前からこちらのほうへ入られて農業を開始されておまして、今回は規模拡大をするということでお伺いしております。以上です。

議長 〇〇番〇〇委員さん、〇〇、地元かと思えますけども、何かご意見等ありませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。この人はあんまり会ったことないですね。実際、耕作は長野のほうでやっているということで聞いています。

議長 〇〇委員さん、いかがでしょうか。

〇〇番〇〇委員 下のほうにミニトマトを借りて作っておられる方かなと思うんですけど。砥石川というところで、山で囲まれた、言わば山の付近の水田を。今、休耕田ですものね。そういうところを借りて何を作られるのかなと私は思うのですよね。

議長 その計画は何か……。

事務局(〇〇) すみません。その分は、本人さんが借りられるということで、また事務局のほうから申請人のほうにどういう計画なのかはちょっと詳しく聞き取っていないので、聞き取りたいと思います。

〇〇番〇〇委員 ありがとうございます。

議長 ほかに何かありませんか。

(「なし」との声)

議長 次に、番号16、34、37、38について審議したいと思います。農業委員会に関する法律31条の規定による除斥規程がありますので、〇〇番〇〇委員の家族の案件でありますので、〇〇委員の除斥を求めます。

———— 〇〇番〇〇委員退席 ————

議長 それでは、番号16、34、37、38についてご意見、ご質問等ありませんか。

(「なし」との声)

議長 ありませんので、〇〇番〇〇委員の入場を求めます。

———— 〇〇番〇〇委員入席 ————

議長 それでは、先ほど質問がありました49番を除いて確認が取れておりますので、ほかにご意見がありませんので、議案第207号、農用地利用集積計画は49番を除いて承認することに決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議がないようですので、農用地利用集積計画を承認することに決定いたします。

後ほど、49番については、確認が取れ次第ということですのでよろしいですね。

次に、**議案第208号 布津北部土地改良区土地改良事業計画書(維持管理計画書)変更に伴う土地改良法第3条資格者の証明について** 事務局より説明をお願いします。

事務局(〇〇) 議案208号、布津北部土地改良区土地改良事業計画書(維持管理計画書)変更に伴う土地改良法第3条資格者の証明について、を説明いたします。

14ページをお願いいたします。

布津町飯野地区において、平成元年度から平成3年度にかけて、団体営土地改良総合整備事業

で、区画整理と畑地かんがい施設を整備されております。畑地かんがい施設につきましては、飯野地区畑地かんがい施設利用組合を設立して維持管理されておりますが、30年を経過して施設の老朽化による破損などに対応するため、国の事業の農業水路等長寿命化・防災減災事業を活用したいと考えておられます。しかし、土地改良区であることが事業実施の要件としてありますので、今回、このため隣接の布津北部土地改良区に編入して、布津北部土地改良区として土地改良事業計画書（維持管理計画書）の変更が必要となりました。

計画変更について、農業委員会へ申出を行い、土地改良法第3条資格者を確定し、同意書を聴取しなければならないことから、本議案は事業担当部署より参加しようとする方の名簿が作成され、市長から農業委員会に対して対象者について有資格者証明願が提出されており、その資料に基づき作成しております。

ここで見ていただくのは、この中で万が一死亡されている方がおられないかどうかを特に確認していただきたいと思っております。合計で26名となっております。以上でございます。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問等を伺うところでありますが、14ページの番号22、24は出席委員が関係する案件でありますので、その分を除いてご意見、ご質問等はありませんか。ほとんどが布津の方が対象と思っておりますけども、布津の委員さん、いかがでしょうか、よろしいでしょうか。

（「なし」との声）

議長 次に、番号22、24について審議したいと思っておりますので、本委員会の申合せにより推進委員についても除斥することとなっておりますので、〇〇番〇〇委員の除斥を求めます。

——— 〇〇番〇〇委員退席 ———

議長 番号22、24についてご意見、ご質問等ありませんか。

（「なし」との声）

議長 〇〇番〇〇委員の入場を求めます。

——— 〇〇番〇〇委員入席 ———

議長 ご意見がありませんので、議案第208号、土地改良法第3条の資格証明を交付してよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声）

議長 異議なしと認め、よって資格証明書を交付することに決定いたします。

先ほど、議案第207号、農用地利用集積計画の49番について説明がありますので、よろしくをお願いします。

事務局（〇〇） 失礼いたします。先ほどの〇〇委員のお尋ねに対してお答えいたします。西有家の〇〇の届出申請を確認しましたところ、バレイショを作付けするということで申請が上がっております。基盤法におきましては、現在、荒地であっても開墾して作付けするということであれば、申請は認められるということです。

議長 〇〇委員、それでよろしいですか。

〇〇番〇〇委員 よろしいです。

議長 それでは、議案第207号、農用地利用集積計画は全て承認することに決定することといたします。

次に、追加書類として机の上に22ページを配布しておりますので、専決処分の報告について事務局よりお願いします。

事務局（〇〇） 専決処分の報告について説明いたします。

本日、追加で資料を配布しております。専決処分の報告についてという資料をご覧ください。

この案件は、去る3月25日開催の第33回農業委員会総会時に、許可相当として農地法第5条の規定による買受適格証明書を交付されるよう県へ進達することに決定し、また、証明書を受けた者が最高価買受申出人となり農地法第5条の許可申請書を提出した場合には、買受証明書を交付した時点と事情が異なっていると認めた場合を除き、会長の専決処分として県へ許可相当として進達することに決定した案件でございます。

3月の総会後の経過につきましては、3月30日付で県知事より農地法第5条の規定による買受適格証明書の交付を受けております。5月26日に長崎地方裁判所島原支部において入札の開札が行われ〇〇が落札しております。6月2日に〇〇から農地法第5条の規定による許可申請があり、専決処分により同日付で県知事へ進達しております。6月8日付で県知事より許可書を交付となっております。以上でございます。

議長 ただいまの報告について、これは、3月の総会時に皆さんから意見を聞いた案件であります、何かご意見、ご質問等ありませんか。

（「なし」との声）

議長 質問がないようですので、専決処分の報告を終了させていただきます。

次に、15ページ、**農地法第18条第6項の規定による通知**でありますので、ご覧ください。

16ページ、**使用貸借を解約した旨の通知**でありますので、ご覧ください。17ページも同じです。

以上をもちまして議案を終了させていただきます。